

## 質 問 回 答 書

2020 年 9 月 17 日

「ヨルダン国労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化プロジェクト」

(公示日:2020 年 9 月 2 日／公示番号:20a00481)について、質問と回答は以下の通りです。

通番 号	当該頁項目	質問	回答案
1.	<p>p10 第2 プロポーザル作成に係る留意事項 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (2)業務の実施方針等 1)業務実施の基本方針 P21 第3 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (4)プロジェクト実施体制(日本側) 6)</p>	<p>p10に「渡航が4月以降になった場合を前提として」と示されている一方で、p21に「現地活動期間は、2021年1月からを想定する」と示されています。何月に渡航を開始する想定で、プロポーザルを作成すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>記載が一貫しておらず申し訳ございません。P10のとおり、「渡航が4月以降になった場合を前提として」プロポーザルのご作成をお願いいたします。</p>
2.	<p>p20 第3 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (2)プロジェクト実施体制(合同調整委員会) 図1 プロジェクト実施体制</p>	<p>R/D 改定前の実施体制がそのまま示されており、本件業務実施契約で投入されるコンサルタント等の位置づけが分かりかねます。位置づけにつきご説明頂けましたら参考になります。</p>	<p>コンサルタント専門家の位置づけは、JCC 構成委員にもある「本プロジェクト専門家」であり、同じく「本プロジェクト専門家」である直営専門家と協力しながら、専門的な知見を活かして VTC への技術協力を担っていただきます。</p>

3.	p21 第3 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (4)プロジェクト実施体制(日本側)	「コンサルタント専門家は、…プロジェクト全体の計画立案・実施を担当する」と示されている一方で、4)では「業務調整／研修企画の直営専門家は、…①プロジェクト全体的な計画策定支援…を行う」と示されており、全体の計画立案作業の主体者が不明瞭です。直営専門家と業務実施契約のコンサルタントの業務のデマケ分担についてお示し頂ければ参考になります。	プロジェクト活動全体(国別研修を除く)のサブスタンスの計画立案・実施の主体者はコンサルタント専門家であり、それをロジスティクスを含め支援するのが業務調整／研修企画の直営専門家となります。ただし、国別研修に関しては、業務調整／研修企画の直営専門家がその TOR に基づき計画立案・実施の主体者となるため、労働安全衛生分野の知見等について、コンサルタント専門家から業務実施／研修企画の直営長期専門家に対し適切なアドバイス、十分な情報共有等をお願いいたします。
4.	p22 第3 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (6)プロジェクトで使用する資器材の調達	第1回 JCC 議事録に、機材調達について添付機材リストと共に合意が記されていますが、これらの機材調達は、直営専門家の管理する 2019 年度予算で調達済みであり、本業務実施契約にて調達する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、2019 年度に一部調達できなかった機材がありますが、これは下記第2回 JCC 議事録に記載された分に含まれ、2020 年度中に直営専門家の管理する予算で調達すべく調整中です。
5.	同上	第2回 JCC 議事録に、機材調達について添付機材リストと共に合意が記されていますが、これらの機材調達は、直営専門家の管理する予算で調達予定という理解で宜しいでしょうか。あるいは業務実施契約の予算を想定されていますか。業務実施契約で調達する場合、別見積に含めるという理解で宜しいでしょうか。	同上。
6.	p23 第3 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項	直営型と業務実施契約が並行して実施されるということですが、会計精算業務もそれぞれの予算支出管理を独立して別々に	ご理解のとおりです。なお、円滑な予算支出管理のため、両方で相互に情報共有を行うなど、必要に応じた協力をを行いながらご対応をお願いいたします。

	(9)積算に関する留意事項	行うという理解で宜しいでしょうか。	
7.	同上	アシスタント等の備上については、現地渡航開始前は不要であり、計上不要ということで宜しいでしょうか。	計上不要で結構です。直営専門家の予算にて従前からアシスタントを雇用しており、コンサルタント専門家の現地渡航開始前は同アシスタントによる支援が可能です。
8.	同上	JICA 専門家の執務スペースは、R/D での合意に基づき用意されているという理解で宜しいでしょうか。その場合、何人程度の専門家等が同時に快適に執務可能でしょうか。	コロナ禍の状況も鑑み、適切な執務スペースをカウンターパートとも相談の上検討いたします。
9.	同上	業務実施契約の下のコンサルタントは、ノート PC のみを携行すれば、インターネット環境と印刷用ネットワークプリンタへのアクセスが確保されているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10.	同上	研修等の活動が多く含まれるため、印刷教材の複写の必要性が多くあると理解します。C/P 機関が有しているコピー機や輪転機等の印刷機器が利用可能という理解で宜しいでしょうか。	執務の際は VTC にてコピー機を利用可能です。大部の資料は印刷等を外注することになると考えられるため、経費計上の際は、A4 カラープリント×100 ページ＝JD14 (約 2,100 円、約 21 円／ページ)で積算をお願いいたします。
11.	同上	会議やイベント等に C/P 職員が参加する場合、彼らの給与に追加で発生する日当宿泊等の手当はヨルダン側負担ということで宜しいでしょうか。日本側負担の場合、その単価をお示し頂けますでしょうか。	既に直営専門家が管理する在外事業強化費にて予算を確保していますので、業務実施契約での積算は不要です。 ご参考までに、これまでマスタートレーナーに対しては必要に応じ日当宿泊の手当をプロジェクト側で負担してきました。日当は JOD20(約 3,000 円)、宿泊は JOD55(約

			8,250 円)です。
12.	同上	会議やイベント等に民間人が参加する場合、彼らの日当宿泊等の手当はヨルダン側負担ということで宜しいでしょうか。日本側負担の場合、その単価をお示し頂けますでしょうか。	既に直営専門家が管理する在外事業強化費にて予算を確保していますので、業務実施契約での積算は不要です。 参考までに、民間人に対しては、ワークショップで報告や発表をする等、プロジェクトに資する活動を行って頂く方に限って、交通費のみ支給しています。
13.	p23 第3 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (8)進捗管理に関する業務 3)プロジェクト事業完了報告書	プロジェクト事業完了報告書はその提出時期「案件終了 3 か月前」である 11 月に作成提出し、その後コメント等を受けて最終化したものをヨルダン国にて印刷製本し、プロジェクトが完了する 2022 年 2 月に貴ヨルダン事務所に提出するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14.	PDM	第 1 回 JCC 議事録に PDM が Ver.1 に改訂された旨記されており、第 2 回 JCC 議事録では Ver.3 に改訂された旨が記されています。PDM Ver.2 についての情報がないと思われるところ、ご説明頂けましたら参考になります。	PDMVer.2 は作成された経緯があったものの、実際に JCC で協議、合意に至らなかったため公の情報として取り扱っておりません。
15	企画競争説明書 P16 【指標】	1-1 2019年満足度のX% 1-2 2019年のテスト結果X点 2. 2019年の満足度レベルX 3-1 2019年の労働安全衛生意識向上のための資材の数	現時点では数値は確定されておらず、データの収集作業を進めております。

		3-2 2019年の参加者の満足度レベルXとあります。これらのベースライン調査が既の実施され、各数値が確定されていると理解してよろしいでしょうか。	
16	企画競争説明書 P18 (5)対象地域 (6)相手国関係者	C/Pは3都市に分布するが、ハカマ・アカバの地方都市で研修等を実施する場合、コンサルタントが現地に出張して実施し、その費用も本見積りに計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、マスタートレーナーに対する出張費用は直営専門家の在外事業強化費で積算、管理を行っていますので、業務実施契約では精算不要です。
17	企画競争説明書 P20 (4)プロジェクトの実施体制(日本側)	「本プロジェクトのアシスタントとして、英語の読み書き・通訳が可能なヨルダン人スタッフ1名を本プロジェクトが雇用し」とあるが、コンサルタントが別途通訳を備上する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、活動内容によって複数の通訳がいたほうが良いと考えられる場合はその都度備上することは可能です。
18	企画競争説明書 P21 5)企画競争説明書 P33 現場研修の表 (8)、(9)	直営の短期専門家が職場環境測定を、業務実施契約(単独型)の短期専門家が標準作業手順書の分野で従前または今後の派遣があると記載されています。この業務実施スケジュールが決まっている様でしたら、明示ください。	コロナ禍の影響もあり、現時点では未定です。
19	企画競争説明書 P25 成果1の表	1-2-2、1-3(-1,-2,-3,-4)の作業主体者はマスタートレーナーもしくは VTC であると記載されています。 コンサルタント専門家はその作業が進められるための指導と技術成果品の取り纏めすることが役割であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、作業を進められるための指導と、加えてその作業を進めるのに必要な労働安全衛生の専門知識を教授することが求められているとお考え頂きますと幸いです。

20	企画競争説明書 P25 成果 2 の表	2-1-3 活動2-1-2ニーズ調査の結果に基づき、優先度の高い技術・管理コンサルテーション・サービスを特定する。【対応済】とあります。 特定された優先度の高い技術・管理コンサルテーション・サービスを明示ください。	以下の優先度が高いとされております。 ・Safety and Health Administration ・OSHMS ・Safety of Machinery ・Enhancement of Worker's Awareness
21	企画競争説明書 P29 2)労働安全衛生トレーニング	“2018年にOSH研修新カリキュラム（計280時間分）が策定され、これを基に2020年12月の完成を目指した新テキストの開発が進められており、併せて指導用マニュアル（共通指導用パワーポイント）の作成を行う”と記載されています。これらの作業は、現地MTが主体的に実施していくと理解してよろしいでしょうか。	新テキスト開発の主体者はVTCであり、中央労働災害防止協会（中災防）からのご協力を頂きながら作業が進められています。 指導用マニュアル作成の主体者はマスタートレーナーであり、標準作業手順書（SOP: Standard Operational Procedures）の専門家（業務実施契約（単独型）を想定）の指導を受けながら作成していく予定です。
22	企画競争説明書 P33 現地研修の表（7）	備考説明では、“労働安全衛生テキストの改編作業が2020年10月頃までに翻訳完了し11月頃に現地関係者間のワークショップ開催でテキストの最終化を図ると記載されています。受注者は当ワークショップへWEB参加等が必要でしょうか。	可能であればぜひ参加をお願いいたします。
23	企画競争説明書 P35 実施済の研修内容	2017年5月、2019年4月、2019年9月に実施された本邦研修の報告書等がありましたら提示ください。	業務完了報告書をご提供いたします。人間開発部高等教育・社会保障グループの代表アドレス ( <a href="mailto:hmghs@jica.go.jp">hmghs@jica.go.jp</a> )へご連絡をお願いいたします。

以上